

古文書等の寄贈をお考えの方へ

令和 8 年 4 月
長野県立歴史館

長野県立歴史館は、県立として唯一の公文書館機能を持った施設です。

公文書館とは、歴史資料としての公文書(役所・役場で作成され保存年限が過ぎた文書)だけでなく古文書、その他の記録を収集・保存し、県民共通の財産として後世に伝え、閲覧等を行って皆様に利用していただく施設で、歴史資料を保管し、散逸防止を図るとともに、歴史資料を保存・利用する情報センターの役割を担っています。

下記のとおり、歴史資料の寄贈や保存のご相談に応じておりますので、どうぞご利用ください。

I 古文書等を収集しています

江戸時代から明治初期までは、村の役人の家(名主・庄屋など)が紙で書いた文書・^{もんじょう}絵図等を作ったり、人々の記録を集めたりしました。古い個人のお宅にたくさんの古文書が残されているのはそのためです。したがって、古文書は村などの地域の歴史を物語る貴重なものです。近年、家・土蔵の建替えや取壊しなどで捨てられてしまう事例が多発しています。これらの歴史資料が散逸してしまえば、地域の歴史も一瞬にして消えてしまいます。県立歴史館では、これら県民の共有の財産を将来にわたって守るため、散逸のおそれのある古文書などを収集・整理・保存し、活用していただくための仕事をしています。

II ご相談を受け付けています

1 情報提供をお願いします

古文書等を寄贈したい、あるいは、どうやって保存したらいいか悩んでいる方は、ご一報ください。

ご連絡の際には、以下の情報をお電話、お手紙、メールでご連絡ください。

- (1) 資料所蔵者のお名前・ご連絡先
- (2) 資料の概要、数量など
- (3) 寄贈又は寄託についてのご要望
- (4) 資料の全体像などがわかる写真など

※古文書などを直接当館へ郵送することは固くお断りします。



2 寄贈までの手続

- (1) 詳細な情報を確認する必要があるため、実際に当館職員が資料調査に伺います。調査内容を踏まえ、寄贈をお受けできるか当館で検討します(可否について約1か月後を目処にご連絡します)。

また、各市町村教育委員会と連携し、地元での保存が可能かどうかも検討させていただきます。

※印刷刊行物などすでに当館が所有しているものについてはお受けできない場合があります。

- (2) 寄贈の正式な手続は、寄贈申込書(様式)を提出していただくだけです。
- (3) ご寄贈いただいた資料は、適切に将来にわたって保存されます。また、当館職員が資料整理を行い、目録にします。できあがった目録は、寄贈していただいた方に1部お送りします。

3 令和 8 年 古文書相談会について

令和 8 年に古文書相談会を開催します。毎月第 3 日曜日の 13 時から 15 時まで、事前申込が必要となります。

申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、またはメールでお送りください。

III お問い合わせ先

- 県立歴史館ホームページをご覧ください。 <https://www.npmh.net/>

- お問い合わせ先

長野県立歴史館 文献史料課 〒387-0007 長野県千曲市大字屋代 260-6

TEL (026) 274-3993 (文献史料課直通) / FAX (026) 274-3996

E-メール rekishikan-bunken@pref.nagano.lg.jp

県立歴史館 HP の
QR コード ⇒



● **災害時の緊急レスキューは・・・** <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunkazai/bousai.html>

長野県庁文化振興課文化財係 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL (026)235-7441 / Fax(026)235-7284 (文化財係直通)

E-メール bunkazai@pref.nagano.lg.jp